

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の会議の公開に関する運営要領（案）

令和 7 年 3 月 日

武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会決定

（趣旨）

第 1 条 この要領は、武蔵村山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する指針（平成19年 6 月11日市長決裁。以下「会議公開指針」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、武蔵村山市男女共同参画推進市民委員会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第 2 条 会議は、非公開情報に係る審議を除き、公開する。

（非公開情報の承認）

第 3 条 委員長は、会議公開指針第 4 条第 3 項の規定により非公開情報として取り扱うことと決定したものがあるときは、会議の開会前に、武蔵村山市協働推進部協働推進課長（以下「協働推進課長」という。）にその理由を説明させ、委員の承認を受けるものとする。

2 前項の承認は、出席委員の合議により行うものとし、合議が整わないときは、出席委員の過半数で決するものとする。

（会議の一部公開）

第 4 条 会議の一部を公開するときは、まず非公開情報以外の情報に係る審議を行い、当該審議の終了後、傍聴者を退席させた上で非公開情報に係る審議を行うものとする。

（傍聴の許可）

第 5 条 委員長は、会議の開会前に、会議公開指針第 5 条第 2 項の規定による許可を行うものとする。

2 委員長が前項の許可をしたときは、協働推進課長は、会議においてその旨を報告するものとする。

（委任）

第 6 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。